

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年4月28日

【会社名】 株式会社第一興商

【英訳名】 DAIICHIKOSHO CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 保志 忠郊

【本店の所在の場所】 東京都品川区北品川5丁目5番26号

【電話番号】 03(3280)2151(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 西原 康尚

【最寄りの連絡場所】 東京都品川区北品川5丁目5番26号

【電話番号】 03(3280)2151(大代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 西原 康尚

【縦覧に供する場所】 株式会社第一興商千葉支店
(千葉県中央区新宿2丁目7番16号)
株式会社第一興商横浜支店
(横浜市南区高砂町2丁目25番地20)
株式会社第一興商豊橋支店
(愛知県豊橋市下地町字瀬上55番地の2)
株式会社第一興商大阪支店
(大阪市中央区島之内1丁目14番24号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該事象の発生日

2021年4月26日（取締役会決議日）

(2) 当該事象の内容

1. 特別損失の計上

助成金収入（連結・個別）

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、従業員の出勤停止期間中の給料等を対象として助成を受ける雇用調整助成金のほか、国及び地方自治体等から給付を受ける助成金等を「助成金収入」に計上いたします。

2. 特別損失の計上

新型コロナウイルス関連損失（連結・個別）

新型コロナウイルスの感染拡大による緊急事態宣言の発出に伴い、全従業員を対象に原則出勤停止（特別休暇）とする措置を講じました。また、政府及び地方自治体からの要請に応じ、当社運営店舗及び顧客運営店舗においては臨時休業及び時短営業を行いました。

これらの事象に対応し、従業員の出勤停止期間中の給料等、休業期間中の当社運営店舗の固定費及び業務用カラオケ機器の賃貸等に係る固定費を「新型コロナウイルス関連損失」に計上いたします。

減損損失（連結・個別）

新型コロナウイルスの感染拡大の影響が長期化していることに伴い、収益性低下等により投資額の回収が困難と見込まれるため「減損損失」を計上いたします。

子会社株式評価損（個別）

当社連結子会社の株式について、実質価額が著しく低下したため「子会社株式評価損」を計上いたします。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響

(連結決算)

特別利益

助成金収入 3,780百万円 （当第4四半期会計期間計上額は1,030百万円）

特別損失

新型コロナウイルス関連損失 8,900百万円 （当第4四半期会計期間計上額は2,640百万円）

減損損失 12,700百万円 （当第4四半期会計期間計上額は11,970百万円）

(個別決算)

特別利益

助成金収入 1,750百万円 （当第4四半期会計期間計上額は240百万円）

特別損失

新型コロナウイルス関連損失 6,490百万円 （当第4四半期会計期間計上額は1,890百万円）

減損損失 6,800百万円 （当第4四半期会計期間計上額は6,250百万円）

子会社株式評価損 4,020百万円 （当第4四半期会計期間計上額は4,020百万円）

なお、上記の金額は見込額であり、2021年3月期決算において確定する予定であります。

以上